○国土交通省告示第四百二十七号

補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち処分を制限する財産及び補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を定めた件（平成二十二年国土交通省告示第五百五号）の一部を次のように改正する。

令和八年三月三十日

国土交通大臣　金子　恭之

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

別表

補助金等の名称	処分を制限する財産の名称等			処分制限期間
	種類	構造又は用途	細目	
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
海事産業関連技術研究開発費補助金	機械及び装置	電子部品、デバイス又は電子回路製造業用設備	光ディスク（追記型又は書換え型のものに限る。）製造設備	六年
		（略）	（略）	（略）
造船業再生支援基金補助金	（略）	（略）	（略）	（略）
船舶生産関連技術研究開発費補助金				
（略）				

改正後

別表

補助金等の名称	処分を制限する財産の名称等			処分制限期間
	種類	構造又は用途	細目	
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
海事産業関連技術研究開発費補助金	機械及び装置	電子部品、デバイス又は電子回路製造業用設備	光ディスク（追記型又は書換え型のものに限る。）製造設備	六年
		（略）	（略）	（略）
（新設）	（略）	（略）	（略）	（略）
船舶生産関連技術研究開発費補助金				
（略）				

改正前

附　則

この告示は、公布の日から施行し、令和七年度以降の補助金等に係る財産から適用する。

その他告示

○金融庁法務省告示第一号

社債等登録法施行令第一条第一項の会社並びに社債等登録法施行規則第十二条第一項の登録機関及びその支店の指定に関する件（昭和十七年大蔵省司法省告示第一号）の一部を次のように改正する。

令和八年三月三十日

金融庁長官　伊藤　豊

法務大臣　平口　洋

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
一　社債等登録法施行令第一条第一項第一号（社債等登録法施行令第十二条ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ会社（特別ノ法令ニ依リ設立セラレタル法人ニシテ会社ニ非ザルモノ及ビ他ノ法令ニ依リ社債等登録法第十四条ノ規定ニ基ヅキ同法ガ準用サルル債券ト看做サルル債券ヲ発行スル法人ヲ含ム）ノ商号又ハ特別ノ法令ニ依リ設立セラレタル法人ニシテ会社ニ非ザルモノ及ビ他ノ法令ニ依リ社債等登録法第十四条ノ規定ニ基ヅキ同法ガ準用サルル債券ト看做サルル債券ヲ発行スル法人ノ名称	登録事務ヲ取扱フ場所 ［略］
一　社債等登録法施行令第一条第一項第一号（社債等登録法施行令第十二条ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ会社（特別ノ法令ニ依リ設立セラレタル法人ニシテ会社ニ非ザルモノ及ビ他ノ法令ニ依リ社債等登録法第十四条ノ規定ニ基ヅキ同法ガ準用サルル債券ト看做サルル債券ヲ発行スル法人ヲ含ム）ノ商号又ハ特別ノ法令ニ依リ設立セラレタル法人ニシテ会社ニ非ザルモノ及ビ他ノ法令ニ依リ社債等登録法第十四条ノ規定ニ基ヅキ同法ガ準用サルル債券ト看做サルル債券ヲ発行スル法人ノ名称	登録事務ヲ取扱フ場所 ［同上］